

里自主防災会防災計画

里自主防災会

里自主防災 計画

標語

- ※ 自分の命は自分で守る
- ※ 災害弱者を支える

◎基本方針

私たちの暮らす町は、大津市の市街地から5キロ離れた南東部に位置している。(阪神淡路大震災)(東北震災)クラスの地震が発生した場合、建物火災、建物破壊等々が多発し、生活道路は道路寸断塀の破壊、故障車両等々により通行不可能の事態が起きる可能性が高い為、災害発生直後は、消防、救急等々の車両出動態勢が遅れる事を想定し、里自主防災会防災計画を作成致しました。(自分の命は自分で守る)(災害弱者を支える)近接する皆様で助け合い、協力し合い、平素から防災意識の向上を高め速やかな行動で(自分の命は自分で守る)(災害弱者を支える)事を基本方針と致します。

◎里自主防災会の役割

- 1 平常時 (災害に備えるための活動)
 - ア 防災マップの作成
 - イ 災害弱者の把握
 - ロ 防災意識の普及・啓発
 - ハ 防災訓練の実施
- 2 非常時 (人命を守り、減災のための活動)
 - ア 情報収集を報告
 - イ 避難・誘導の実施
 - ウ 初期消火の活動
 - エ 救出・救護の実施
 - オ 給水・給食の実施

◎地域の特性

- ア 大戸川・天神川に接しており、堤防の決壊・氾濫が想定
- イ 農業用用水の氾濫による、住宅浸水の想定
- ウ 河川橋の破壊による地区の孤立
- エ 土砂災害と山林火災並びに、山津波の想定

◎予測災害

① 大地震

家屋倒壊、家屋火災、河川の氾濫と決壊、山津波、土砂災害等々

② 台風・集中豪雨

河川の氾濫と決壊、がけ崩れ、農業用水の氾濫、山津波

③ 山火事

山林火災が発生した場合、強風に伴い住宅地への飛び火火災

●活動内容

◎ 平常の取組み

ア 災害弱者への支援体制取組み

※大雨・土砂災害警報、大地震発生後における避難誘導等を想定し、平素から隣接住民の対話を欠かさない。

イ 防災知識の普及・啓発

※(自分の命は、自分でまもる)という視点から、日常生活から隣接する方々と、想定できる危険箇所や問題点を話合う。並びに、防災訓練・防災研修会等での防災知識を高める。

ウ 防災マップ作製

※危険地区・危険な道路を予め想定し、安全な場所、安全な道を平素から、マップ(地図)に明記し避難時に備える。

エ 防災資材の整備・拡充

※災害発生時から必要な防災資材を、非常品持ち出しとして備える

オ 防災訓練

※災害ビデオ等による、災害想定意識訓練を図る。

◎ 非常時の取組み

※ 災害発生時の避難

「避難勧告」と「避難指示」どっちが強く「避難しなさい」っていつているの..?。「勧告」と「指示」の言葉のいずれも強い言葉だとなります。「避難を呼びかけるお知らせ」わかりづらい言葉です。避難勧告の前に、まず「避難準備情報」。これは、これから状況によっては避難勧告や避難指示が出るかもしれないから、避難の準備をしましょう、と呼びかけるものです。並びに、高齢者、身障者の方に関しては、(避難準備情報)が、避難開始の目安となります。

① 避難勧告とは

避難勧告とは、避難を勧め促すものです。「勧告」とは「ある行動をとるように説きすすめること」。「こういう訳だから、こうしましょう」と勧め、助言し、

アドバイスすることです法的強制力はないものの、かなり強い言葉です。

- ② 避難指示とは
避難指示が出るときは、避難勧告の時より、緊急性が増しています。危険が迫っています。勧告より拘束力が強くなっています。強制まではしませんが、「避難しなさい」という指示です。
- ③ 自主避難とは
避難勧告や避難指示は出ていないものの、自分から進んで避難するのが「自主避難」です。高齢者、障害者など、事態が切迫してからでは避難が難しくなる「災害弱者」ほど、早めの自主避難を実施願います。尚、実際、早めに自主避難してくる方は、高齢者が多いようですね。とても賢明な行動です。
- ④ 避難命令とは
日本には法律に基づく「避難命令」はありません。国家や行政が人を動かすことは、安易にするべき事ではありません。「避難勧告」も「避難指示」も、それぞれ法律に基づいて出されますが、日本には法的強制力のある「避難命令」はないわけです。
- ⑤ 避難せよとは
法的に発令されるとなると、ややこしい問題がありますが、状況によっては「逃げろ！」と伝えるべき時があります。「避難勧告」「避難指示」が出ていますと言っても、実際にはその中でも緊急度に違いがあります。皆様で互いに助け合い避難しましょう。

ア 情報の収集・伝達

あらゆる情報機関から災害情報を収集し、正確な情報を把握し、危険性の高い場合は互いに情報の伝達をする。

イ 安否確認と誘導

市民センター・小学校体育館に避難をすると同時に、両隣の住民にも声かけとし安否確認をして下さい。

ウ 救出・救護活動

人命救助を必要となる場合は、速やかに消防署か警察に連絡し速やかな対応方法と処置指示を願う。

エ 初期消火・水防活動

初期消火は消火器等で消火活動を願います。尚、土嚢活動は隣接方々と協力しながら応急対策を施して下さい。

オ 給食・給水活動

行政機関から給食・給水の支援が来るまで、各自にて自給体制を願います。

◎ 避難場所

田上市民センター ※田上小学校グラウンド、体育館

上記の一番近い避難場所に避難を願います。

尚、里公民館・里自治会館は土砂災害危険地区です、避難場所ではありません。

ア 一時避難場所

各組指定の一時避難場所に集合願います。

災害状況に応じて一時避難場所を変更願います。

◎ 防災装備について

防災装備は、役員会で必要装備を計画検討し購入して参ります。

※ 里防災計画発行元

2018年4月1日

里自主防災会